SPecial Fearth

策につ

国土交通省 住宅局住宅企画官付

はじめに

現在、我が国においては、急速に進行する少子化・人口 減少への対応が国の存続に関わる最重要課題となっており ます。

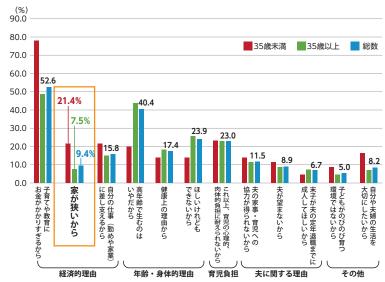
厚生労働省の人口動態統計(2022年)によると、2022年に生まれたこどもの数は77万人となり、統計開始以来の過去最低の数字となりました。また、一人の女性が一生に出産するこども数を示す合計特殊出生率についても、1.26と過去最低の水準となっております。特に、近年では少子化のスピードが加速しており、このままの状態を放置し続ければ、将来的には経済や社会システムの維持が困難となることが危惧されています。

政府全体として、こうした急速に進む少子化に歯止めをかけるべく、子育て世帯等への経済的支援をはじめとする今後3年間で集中的に取り組む内容をまとめた「こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)」やこども施策の基本的な方針である「こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)」などを策定し、これまでとは次元の異なる少子化対策を推し進めることとしております。

国土交通省としても、こうした政府全体の取組方針に基づき、こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができる社会環境づくりとして、子育てを住まいと周辺環境の観点から支援する「こどもまんなかまちづくり」を進めていく方針です。

とりわけ「住まい」については、国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査 (2021) によると、理想のこども数をもたない理由の一つとして、若い世代を中心に「家

【図表1】妻の年齢別にみた、理想のこども数をもたない理由



資料:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021年)を基に内閣府作成。 注:対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。 複数回答のため合計値は100%を超える。

が狭いから」が挙げられており、また、子育て支援 の現場からも子育て世代の居住環境を求める声があ がっています。こうしたことから、子育てに必要な 広さや利便性などに優れた住まいを確保することが 重要です。

そこで今回は、子育てに優しい住まいの拡充に向け、国土交通省において実施することとしている子育て世帯等への住宅支援についてご紹介させていただきます。

子育て世帯の居住に供する住宅の確保

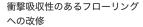
まず、子育て世帯等が入居できる子育て環境の優れた住まいを十分に確保することが必要です。

国土交通省においては、家賃が低廉な住宅として、 子育て環境に優れた公営住宅などの公的賃貸住宅や 民間の空き家を子育て世帯等向けに最大限活用する ことを推進していきます。

具体的には、立地や間取りの面で子育て環境に優れた公営住宅などの公的賃貸住宅について、子育て世帯向けの住戸改修に対する支援などを行いながら、若者夫婦世帯や子育て世帯が優先的に入居できるよう、地方自治体等に対して働きかけを行っていきます。

【図表2】子育て世帯向けの公営住宅の改修イメージ







見守りができる対面キッチン への改修

空き家などの民間住宅ストックの活用については、ひとり親世帯など支援が必要な世帯を含め、幅広く子育て世帯が住宅に入居しやすい環境を整備する観点から、2023年12月に施行された改正空家等対策特別措置法に基づき、空き家の利活用を促す「空家等活用促進区域」の設定により、空き家所有者に対して子育て世帯向け住宅への活用を働きかけていきます。

また、同法に基づき指定された空家等管理活用支援法人などが空き家を借り上げて改修し、それをサブリースすることによって子育て世帯向けの良質で低廉な賃貸住宅を供給するなどのモデル的な取組に対して支援を行うことで、子育て世帯向けの空き家活用をさらに促進していきます。

【図表3】子育て世帯向けに空き家を改修する例



【図表4】改正空家等対策特別措置法(活用拡大)概要

空家対策特措法改正 1. 活用拡大



加えて、戸建て住宅を含めた空き家について、子育て世帯 向けのセーフティネット住宅への登録も促進します。

こうした既存の住宅ストックを最大限に活用しながら、 子育て世帯向けの住宅の確保に取り組んでいきます。

子育て世帯が暮らしやすい環境づくり

●子育て世帯の入居に係るサポート体制の整備

子育て世帯の居住に供する住宅の確保に加えて、子育て世帯にとって住みやすい環境づくりも必要です。その一つとして、子育て世帯への入居時及び入居中のサポート体制を構築することが挙げられます。

既に、高齢者や低所得者、子育て世帯など住宅確保に配慮が必要な方々に対して、賃貸住宅へ円滑に入居するための情報提供や相談対応などのサポートを行う居住支援法人があります。

国土交通省においては、こうした法人の活動経費への補助を実施しているところですが、特に子育て世帯へのサポートを行う法人については重点配分するなど、子育て世帯 ヘサポートが行き渡るように取組を進めていきます。

また、集合住宅では、こどもの声や音などの面で、近隣住民に気兼ねしてしまうという不安を抱える方々もいらっしゃいます。そうした方々が安心して入居できるように、集合住宅の入居者等への子育て世帯に対する理解の醸成にも力を入れてまいりたいと考えています。

【図表5】居住支援法人の概要

居住支援法人の概要

住宅確保要配慮者の居住支援に係る担い手として、都道府県が指定

<居住支援法人の行う業務>

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への 円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①~③に附帯する業務

<居住支援法人に指定される法人>

- ·NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- · 社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社

指定状況: 769法人(R5.12末時点)



●子育て世帯にとって安全・安心な住環境の確保

子育て世帯にとって安全・安心な住宅を確保することも 重要です。とりわけ、こどもをもつ家庭で起こる住戸内で の事故の防止や、子育てで多忙な親が快適に暮らせる住環 境の確保が不可欠です。

国土交通省においては、子育て世帯が多く住む集合住宅 を対象に、事故防止や防犯対策などのこどもの安全・安心 に資する住宅の新築・改修の取組や、子育て期の親同士の 交流機会の創出に資する居住者間のつながりや交流を生み 出す取組に対して支援を行う「子育て支援共同住宅推進事 業」を実施しています。

この事業においては、安全・安心の確保に向けた設備に ついて、1戸あたり最大100万円、交流機会創出に向け た設備では、1棟あたり最大500万円の補助を実施して いるところです。

また、昨今の子育て世帯のニーズを踏まえ、こどもの食 事や入浴などの世話で手が離せないときでも一度の配達で

受け取りが可能となるよう子 育て世帯の利便性向上や、配 達員からの対面での受け渡し が避けられるよう、防犯性向 上の観点から、令和5年度補 正予算において「宅配ボック スの設置 | に係る改修工事に も補助を受けられるようにな りました。

こちらについては、子育て 世帯が3割以上を占める既存 のマンションやアパートが対 象となり、1棟あたり50万 円を上限に、子育て世帯の入 居率が高いほど補助が手厚く なるよう措置しました。

【図表6】子育て支援型共同住宅推進事業 補助対象イメージ







こどもの安全確保に資する設備

共同住宅のプレイロット

字配ボックス

■ 子育て世帯による良質な住宅の取得支援

昨今の物価高騰に伴う建築費の上昇などを背景として、 住宅価格が上昇しており、特に都市部を中心に住宅価格が 高騰しています。また、住宅ローン金利も上昇しているこ とと相まって、住宅取得環境は悪化しています。特に、子 育て世帯など若年世代を中心として、広さや間取り、省エ ネ性能などの面で希望する住宅を購入しづらくなっている という状況です。

こうした足元の物価高の中にあっても、子育て世帯をは じめとする方々の住宅の取得や省エネ性能向上をしっかり と支えていくことが不可欠となっています。

国土交通省においては、令和5年度補正予算及び令和6 年度当初予算案において「子育てエコホーム支援事業」を 実施することとしています。

【図表7】子育てエコホーム支援事業の概要

1 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性 <u>能を有する新築住宅の取得</u>や、<u>住宅の省エネ改修等</u>に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫 婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育で世帯:18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯・夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限る(交付申請までに事業者登録が必要)。 住宅のリフォーム 子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築 対象住宅 補助額 对象工事 補助額 ①住宅の省エネ改修 リフォーム工事内容に応じて定める額* ・子育て世帯-若者夫婦世帯: 上限30万円/戸 ・その他の世帯 : 上限20万円/戸 ①100万円/戸 ①長期優良住宅 ② 80万円/戸 ② 住宅の子育て対応 ②ZEH住宅 ただし、以下の(i)かつ(ii)に該当する区域に立地している住宅は原則半額(i) 市街化調整区域(ii) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域(洪水浸水想定区域(洪水浸水想定区域(洪水浸水 改修、パリアフリー改 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入 を伴う場合は、上限60万円/戸 (強化外皮基準かつ再エネを 條、空気清浄機能・ 除く一次エネルギー消費量 換気機能付きエアコ ※長期優良リフォームを行う場合は、 ▲20%に適合するもの) ン設置工事等(①の ・子育て世帯・若者夫婦世帯:上限45万円/戸・その他の世帯:上限30万円/戸 浸水想定区域における浸水想定高 さ3m以上の区域に限る) 工事を行った場合に 限る。)

【図表8】住宅ローン減税の借入限度額等の概要

住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持(所得税・個人住民税)

2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下(※今回の改正内容は下線)のとおり措置する。

<入居年> 2022(R4)年 2023(R5)年 2024(R6)年 2025(R7)年 与党大綱 R7年度税制改正にて 控除率: 0.7% 4,500万円 育て世帯・若者夫婦 4.500万円 長期優良住宅·低炭素住宅 5.000万円 新築住宅·買取再販 4.500万円 3.500万円 3,000万円 4,000万円 3.000万円 省工ネ基準適合住宅 3,000万円 その他の住宅 (2023年までに新築の建築確認: 2,000万円) 長期優良住宅·低炭素住宅 ZEH水準省工ネ住宅 省工ネ基準適合住宅 3000万円 2,000万円 その他の住宅 13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年) 新築住宅·買取再販 控除期間 既存住宅 10年 2.000万円 所得要件 50m (新築の場合、2 ㎡ [今回改正内容](所得要件:1,000万円)) ※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

この事業においては、子

税制面では、令和6年度 税制改正において、住宅口 ーン残高に応じて所得税等 が控除される住宅ローン減 税制度について、控除の対 象となる住宅ローンの借入 限度額を子育て世帯や若者 夫婦世帯が令和6年に入居 する場合には、令和4・5 年入居の場合の水準(認定 住宅:5,000万円、ZEH 水準省エネ住宅:4.500万 円、省エネ基準適合住宅: 4,000万円)を維持するこ となどを講じることとなり ました。

また、住宅ローン減税と同様に、令和6年度税制改正において、子育て世帯等が転落防止の手すりの設置や防音性の高い床への交換などの子育てに対応した住宅へのリフォームを行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%(最大控除額25万円)を所得税から控除する措置を新たに講じることとなりました。

これらの支援制度とともに、住宅金融支援機構において 実施している、こどもの人数に応じて金利を引き下げる 「【フラット 3 5】子育てプラス」による支援とあわせて、 現下の住宅取得環境にかかわらず、子育て世帯が良質な住 宅取得が可能となるよう取組を進めてまいります。

【図表9】子育てリフォーム減税概要

既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長(所得税)

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置を2年間延長するとともに、 こども・子育て政策の抜本的強化に向けて、「こどもまんなかまちづくり」を推進するため、子育てに対応した住宅へのリフォームに係る 所得税の特例措置を新たに講じる。

施策の背景

- > 2022年の出生数は約77万人と過去最低で、<u>少子化は</u> 各機的状況
- 子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の 一つであることを踏まえ、住宅のハード面の性能向上により 子育ての負担の軽減を図る必要がある。
- ⇒ 子育でに対応した住宅へのリフォームを支援し、子育で世帯の民住環境を改善。

日経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日開議決定)

⇒ こども・子育て政策は<u>最も有効な未来への投資であり、「こども未来</u>
戦略方針」に沿って、政府を挙げて取組を抜本強化し、少子化傾向
を反転させる。

⇒ 子育てしやすい地方への移住や子育でを<u>住まい</u>と周辺環境の観点

- から応援する<u>「こどもまんなかまちづくり」を推進する</u> こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)
- ➤ …子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 具体的には、…既存の民間住宅ストックの活用を進める。

要望の結果

- ① 現行の措置を2年間(令和6年1月1日~令和7年12月31日)延長する。
- ② 子育て世帯等*「が子育てに対応した住宅へのリフォーム*2を行う場合に、標準的な工事 費用相当額の10%等*3を所得税から控除する。(適用期限:令和6年12月31日)

与党大綱 R7年の措置について、R7年度税制改正にて同様の方向性で検討

※3 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

対象工事		対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
耐震		250万円	25万円
パリアフリー		200万円	20万円
省工ネ		250万円(350万円)※4	25万円(35万円)※4
三世代同居		250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円)※4	50万円(60万円)※4
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円)※4	25万円(35万円)**4
子育で [拡充]		250万円	25万円

可動式簡仕切り壁の設備

転落防止の手すりの設置

おわりに

今回、国土交通省において進めている様々な子育て世帯などへの住宅支援についてご紹介させていただきましたが、これらの施策の推進にあたっては、国土交通省だけではなく、地方公共団体や関係事業者の皆様など様々な関係者との連携が不可欠です。

※4 カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

少子化対策は待ったなしの課題であり、国土交通省としても、関係者の皆様と密に連携を図りながら、子育て世帯 や若年世代の住まいに対する多様な希望が叶うよう、全力 で取り組んでまいります。